**〇２０２０年度の留学支援の基本的な考え方**

２０２０年度留学生対応方針（検討案）

　ONE　FOR　ALL　ALL　FOR　ONE（ひとりでも、みんなとも生きている）

***１　留学目的の明確化***

　　働きたいために「留学」しているという疑念を払拭するために、留学希望者との面談を重視し、試験などを行い、明確な留学動機を確認する。

　　また、介護や看護を職業としていたものを中心に選抜する。

　これらの明確な動機と目的を「招聘理由書」にしっかりと述べる。

　法人も「留学する」「留学させる」という意識を強く持つ。だから、いわゆる施設でのアルバイトは生活費確保の一端としての位置づけを弱くし、より優秀な介護人材になるための現場でのトレーニング（インターンシップ）として明確に位置づけ、教育・指導担当職員を明示する。また育成マニュアルも策定する。インターシップ中の学習時間の確保もする

***２　経費支弁体制のさらなる強化***

***経費支弁は相当強く言われていて、ここがクリアできないと査証交付は難しい状況。***

***★考えられるのは、❶生活費の安定的給与（１か月給１０５０円×２８時間×４週＝１１７６００円以上、１０５０円×４０時間×４週＝168,000円以上　これに❷住宅費手当て２万円以上）★❸入国時生活安定のための支援費（貸付）３０万　❹生活支援奨学金（任意）最大１００万円以内➡これでは無理？***

***３　DUCTRIの教育支援体制の抜本的な見直し***

　現在の体制では優秀な留学生を育成できない。このような状況を踏まえて経営面の改善と共に教育システムの刷新を検討する、教育・経営刷新会議を創設する。

　➊契約主体は１９年度踏襲・・一部改定　　DUCTRIと施設との契約なので、DUCTRIが本会に安易に依存することなく、自立的契約を行う

　➋ひとりとみんなは、➊が安定的運営できるための組織として位置づける。あくまでも助言とサポートを行う。設に報告

　❸よって、ひとりとみんなは、各施設との側面支援に関する委託書契約を行う

　❹**各施設は、法務省が明示する「貸与奨学金基準」を厳守する。・・これができない施設は、このシステムには参加でいない。原則、貸与とする。経費支弁体制の強化は強く求められていて、ここは一定の改革が必要。そうでえないと入国は困難。**

　❺来日基準原則N3の厳守　ただし可能性あるN4は受け入れるなおN4に到達できないものは、対象外とする

　❼**契約金：ひとりとみんなは（プログラム参加費）施設から２５万円（会費抜き）　施設はDUCTRIへ１０万円を基準（不交付の場合５万円返却）。　コミッションフィー：一人につき**

　❽ひ**とりとみんなへの施設からの委託費については、査証交付までの活動費用のための対価として１５万円を契約時に支払う。これは不交付であっても返還しない。**

**不交付の場合、残り１０万円は支払う必要ない。会費は返還しない。（１施設５万円）**

**➡再申請は行わないことを原則としたが実際は行わざるを得なかった。再申請を行わない原則を維持したいが、再申請に関しては当事者の話し合いで決める**

　❾ひとりとみんなが提案する貸与基準等のスキームは、この活動が入管基準に適合し、もって我が国で優位な介護人材として活躍するための基盤価値であるので、施設はこの基準にそって契約する。このスキームは参加施設が受け入れ、学生を育成する視点を共有する・・・留学するという意識での再検討が必要

　❿現地視察（旅費、宿泊費等は参加者負担）や日本での活動費は実費で支払う。

　⓬候補生の受験料（日本語学校と養成校）は個人負担　ただし、日本語学校や養成校に免除を求める

　⓭**来日時最低３０万円を生活費として持参する。または、入国時３０万円の貸与、及び留学中生活支援費として１００万円までの貸与を検討。・・・これがないとまず入管には通らない。・・・この方法ではなく、生活費の貸与。５万円/月額×２０か月　不足分はアルバイト・・・ただしアルバイトは生活保障の手段ではなく、社会生活スキル獲得のインターシップ**

　⓮現地で介護の教育、介護の言葉教育を充実

#### ⓯これらは、施設また現地の学校の守るべき規程とし、守られないものは、参加できない

#### 費用　※２０２０年１月より改定予定

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **内容** | **1ヶ月** | **2ヶ月** | **3ヶ月** | **6ヶ月** | **1年** | **1年3ヶ月** | **1年6ヶ月** | **1年9ヶ月** | **2年** |
| **選考料** | - | - | - | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 30,000 |
| **入学金** | 30,000 | 30,000 | 30,000 | 70,000 | 70,000 | 70,000 | 70,000 | 70,000 | 70,000 |
| **授業料(教材費含む)** | 65,000 | 115,000 | 165,000 | 330,000 | 660,000 | 825,000 | 990,000 | 1,155,000 | 1,320,000 |
| **課外授業料（一回分）** | - | - | - | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 |
| **合計** | 95,000 | 145,000 | 195,000 | 440,000 | 770,000 | 935,000 | 1,100,000 | 1,265,000 | 1,430,000 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **内容** | **1ヶ月** | **2ヶ月** | **3ヶ月** | **6ヶ月** | **1年** | **1年3ヶ月** | **1年6ヶ月** | **1年9ヶ月** | **2年** |
| **留学生保険料（別途）** | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 10,000 | 13,000 | 16,000 | 19,000 | 20,000 |

***流れ フロー***

***７月　　　　　９月　　　　　　　　　１０月　　　　　　　　　　　１１月***

　　説明会　　　　現地でのマッチング　マッチング成功　　　　　　日本語学校から

　　　　　　　　　東京での参加も可　　本会へ：１５万円と会費（５万）入管申請

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　本国へ：１０万

　　　　　　　　　　　　　　　　　　日本語学校の決定

***２月　　　　　　　　　　　　４月　　　　　　５月/***

審査の決定

　査証交付　　　　　　　　　入国、出迎え　　BUDDY

本会１０万円

日本語学校　　　　　　　　　　　　　　介護の言葉

約８０万円（１年間）

（受験対策）講座開始（有料。任意）

本国：不交付でで５万円還付

**１年後の４月・・・N２相当が無理ならば、２年間の日本語学校**

**N２相当で養成校へ**

**１年で約１００万　２年で２００万**

**介護福祉士修学資金制度からの借り入れ可能（５年勤務で返済免除）**

**一人にかかわるコミッションフィー　　貸与**

**本会　　２５万円　会費５万円　　入国時３０万円**

**本国　　１０万円　　　　　　　日本語学校約８０万円（１年）**

**合計　　３５万円（ひとり）　　　養成校２年で約２００万円**

**‘修学資金の活用あり（１６０万最大）**

**生活費貸与任意（１００万円　以内）**

**入国時支援　任意（３０万円）**

**介護福祉士国家試験対策サポートサービス：（最大３年）**

*★***介護福祉士国家試験対策サポートサービスについて（コミッションフィーに含まれる）２０２０年度に限り**

**❶一か月　に一回4時間程度集合研修を行う（8月は休み、ただし宿題を多めに出す）**

**❷習熟度別クラス編成を行い、大学生BUDDYによる個別指導支援を行う**

**❸国庫試験問題を中心に行う**

**❹留学期間1年目：介護福祉士の基本的な価値（自立支援、尊厳、共感、受容）を学ぶ**

**★会員施設対象の勉強会など**

**現地の学校・機関、日本の施設、日本語学校、養成校そしてＮＰＯ法人ひとりとみんながすべきこと**

【現地の学校・機関がすること】

❶募集業務

❷入学希望者への試験や面接の実施

❸入管の審査で不交付にならない希望者の入学　自

❹1年程度でＮ３またはＮ３の９割に日本語能力をあげる　２０年度はN4も認めるが２年の日本語学校で学びは必須

❺プレスメントテストの実施　日本側への報告

❻定期的な面接、学習指導、介護の言葉の教育

❼入管書類と学校への願書の取りまとめ（翻訳ミスをしないこと））

❽航空券取りまとめ　日本での居住場所の施設との共同体制確立

❾出国準備

❿出国

⓫入国引率　資格外活動の申請

【施設がすること】

　❶支援決定　経費支弁書等作成　日本語学校や世養成校について本会との協議（一定水準を保つために学校等を推薦や指定）

　❷就労　資格外活動の条件提示　入国後いつから就労可能かについても明示　双方の確認　署名

　❸貸し付けに関しての合意書作成・・・入管基準に沿って対応

　❹アパートの手配　アパート代金の貸し付け　（入国時支援金）

　❺留学候補生とのコミュニケーション

　❻空港送迎

　❼住民票、国保、銀行開設、ＷＩＦＩの対応など

　❽日本語学校や養成校までのアクセス確認

　❾学習の重層的な支援・・ここが問われている。その出口としての就労支援

　❿交流会等への参加　学生の介護福祉士国試対策勉強会への参加の保証（勤務調整を行う）・・・ここが守れない場合は参加を見送る

　⓫BUDDYへの参加の配慮

【学校等がすること】

　❶適正な方法での授業提供と指導及び学習支援

　❷その施設とＮＰＯへの報告

❸調整会議や協議会への参加

【ひとりとみんながすること】

　❶契約に関する支援　　　標準的契約書準備

　❷施設と学校間調整　施設と本国との調整・・基本は各個施設が対応

　❸本国の日本語力また介護のことばの教育支援

　❹介護福祉士国家試験にむけた教育ロードマップ提供　任意参加の勉強会を構築　実施　１９年度から始動する

　❺施設、学校などとの協議会の運営　　3か月に一回程度